国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するための各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了することから、特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっています。

よって、国におかれましては、国民生活の安心と向上を図るため、下記の点について実施するよう強く要望いたします。

記

１　障害者自立支援対策臨時特例基金は、障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため設置され、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み活用されてきましたが、来年度以降も新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であるため、基金の継続によって柔軟な支援を行うこと。

２　地域自殺者対策緊急強化基金は、地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、基金を継続して積み増すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２３年１２月２０日

北海道江別市議会

提　出　先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

行政刷新担当大臣